

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月10日(火)午後3時から午後4時20分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番 椎名弘 委員	2番 滝田博司 委員
3番 伊藤明美 委員	4番 戸村光男 委員
5番 塚本一治 委員	6番 加瀬安男 委員
7番 大木正俊 委員	8番 土屋玲子 委員
9番 佐藤和 委員	11番 玉澤幸雄 委員
12番 高品文敬 委員	13番 鈴木茂 委員
14番 布施陽子 委員	15番 佐藤郁太郎 委員
16番 布施行雄 委員	17番 小林須美子 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

18番 林博之 委員	19番 太田孝夫 委員
20番 小林重紀 委員	21番 椎名正和 委員
23番 宇野恵三郎 委員	24番 金城ハル子 委員
25番 土屋功 委員	26番 関口孝男 委員
27番 寺本利幸 委員	29番 秋山菊次 委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

10番 石橋慎司 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

20番 平山敏之 委員 28番 江波戸和男 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和4年度第2次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 18件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る見決定について 1件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件
その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市産業振興課) 職員 2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和4年5月農業委員会定例総会を開会いたします。

布施会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は布施会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、7番大木正俊委員、8番土屋玲子委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和4年度第2次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る5月6日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

17番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る5月6日、午後2時30分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基

盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和4年4月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和4年度第2次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、金城ハル子委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、利用権設定関係の番号4番と5番について、審議・採決いたします。金城ハル子委員は退席をお願いします。

(金城ハル子委員 退席)

議 長 金城ハル子委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号4番と5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号4番と5番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号4番と5番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第2次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号4番と5番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第2次農用地利用集積計

画(案)について」、の利用権設定関係の番号4番と5番について、採決に入ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号4番と5番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(金城ハル子委員 着席)

議 長 金城ハル子委員が着席しましたので、引き続き、議案第1号「令和4年度第2次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。
利用権設定関係の番号4番と5番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号4番と5番を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第2次農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定関係の番号4番と5番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第2次農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定関係の番号4番と5番を除き、採決に入ります。
議案第1号について、利用権設定関係の番号4番と5番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題
といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の議案書を御覧ください。番号1番、2番、6番から8番、1
0番、11番、13番、14番までは、所有権移転に関する件であります。
番号3番から5番、9番、12番、15番から18番は、利用権設定に関す
る件であります。

【議案第2号、番号1番から18番について議案書を基に朗読】

番号1番から18番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第
2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号3番、4番、15番から18番は、議案第5号の番号2番から
4番の農地法第5条の許可申請に付随する案件、番号5番は、議案第4号の
番号1番の農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に付随す
る案件であるため、議案第4号、第5号の該当案件の知事の処分に併せて取
り扱うこととなります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 4 番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま
す。
番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま
す。

1 2 番 番号3番と4番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそ
れはないと思います。
番号5番については、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思
います。
番号6番と7番の譲受人は同一です。譲受人は意欲的に営農しており、問
題はないと思われます。

1 1 番 番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

1 5 番 番号9番について、譲受人は新たに農地を取得し農業経営を行うものです。
習得している農業技術からみても問題ないと思われます。

9 番 番号10番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題はないとおもわれます。

4 番 番号11番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

番号12番について、譲受人は番号9番と同一です。新たに農地を取得し
農業経営を行うものです。習得している農業技術からみても問題ないと思わ
れます。

番号13番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

2 番 番号14番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ
ます。

8 番 番号15番と16番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずる
おそれはないと思います。

6 番 番号17番と18番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずる
おそれはないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請
について」、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定に

ついて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番について、申請地を農業用施設用地として畑1, 236㎡の内846㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

11番 番号1番について、申請地を農業用施設用地として計画するものです。申請人は、果実栽培を中心に農業経営を行っており、それらに必要な農業用機械等の収納場所として格納庫の建築や選果場の設置を計画しています。農地区分は農用区域内農地で原則転用不許可ですが、転用目的が農業用施設のため例外事項に該当すると思われれます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に

ついて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番を議案書を基に朗読】

営農型太陽光発電事業による一時転用許可を受け、事業を行っておりますが、当初許可を受けた一時転用の許可期間を変更しようとするものです。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

12番 番号1番について、譲受人は、許可後3年間の計画で譲渡人から申請地を借り受け、営農型太陽光発電事業を行っておりますが、譲渡人の事情で賃借期間を短縮する必要が生じたため、一時転用許可期間の変更をしようとするものです。計画を変更しても、周辺農地への日照・排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の議案書を御覧ください。

【議案第5号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、事務所及び駐車場（11台）用地として畑452㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、営農型太陽光発電設備用地として畑2,424㎡の内0.463㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、営農型太陽光発電設備用地として畑2筆合計4,248㎡の内0.50㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、営農型太陽光発電設備用地として畑3筆合計2,924㎡の内0.54㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

14番 　　番号1番について、譲受人は運送業を主とする会社で、現在は住所地の千葉市に事務所や駐車場を設け事業を行っていますが、主要な取引先が横芝光町にあるため、立地条件の良い申請地に事務所や駐車場を移転する計画です。農地区分については、第2種農地相当で、千葉県が示す指針の基準上問題ないと思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。

12番 　　番号2番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思ひます。

8番 　　番号3番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思ひます。

6番 　　番号4番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思ひます。

議長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい

ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、
質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号について、採決に入ります。
議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が2件ありました。内容について
は、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決
により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和4年度第2次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	18件
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて	1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る 意見決定について	1件
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて	4件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和4年5月10日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会
いたします。